水俣病補償

自主交渉には応じぬ

"第三者機関一本に"

入江チッソ専務語る

水俣病補償問題解決のための"第三者あっせん機関"が近く厚生省によって設置されることになったが、これに関連してチッソ株式会社の入江慶二専務は十一日午後「今後補償問題はあっせん機関一本にしぼる。確約書未提出組との自主交渉に応じる意思はない。裁判に持ち込まれればそれに応じるほかない」との態度を明らかにした。

第三者あっせん機関は十日水俣病患者家庭互助会の山本会長らが、同会九十世帯中五十四世帯の"確約書"を斎藤厚生大臣に提出したことになったが、入江専務は「チッソでは二月に確約書を提出しており、互助会にも早く出してほしいと思っていた。確約書は五十四ということだが、できればそろって出していただきたかった」と、一応互助会側の確約書提出にホッとしていた。

さらに同専務はあっせん機関の性格や今後の問題解決の方向などについて次のように語った。

「第三者あっせん機関は本来あっせんをするところである。法定機関ではないのだし"あっせん"とか"仲裁"とか法律的ことばに惑わされて、あっせん機関に絶対服従と考えるのは間違いだ。この点で互助会の人たちが心配されていたと観測しているが、あっせんも仲裁も事実上は同じであると考える。どちらにしろ双方がとことん同意できない結論が出ることはなかろうし、出せもしないだろう。厚生省の確約書は、あっせん機関が十分事情を調べたうえで出す結論については、それを尊重するという双方の心構えを求めたものと思う。あっせん機関ができるとなれば、独立の別に自主交渉をすることはできないし、する意思もない。裁判に持ち込まれる分には別の問題として弁護士に相談するなどして応じるしかないだろう」

入江専務はこのように今後自主交渉には応じない態度を明らかにするとともに「確約書を出していない会員の方たちも、この厚生省の路線に沿って、問題解決を考えてほしい」とつけ加えた。

なお厚生省では第三者あっせん機関の構成などについてはっきりした方針は出していないが、委員は三―五人、中立的な人を選びたいとしている。

また同省は、確約書を出していない世帯についても「あっせん機関ができることになれば確約書を出す世帯もふえる」という山本会長らの説明にかなりの期待を寄せており、終局的に一部未提出の世帯が残っても問題解決の努力はすべきだとしている。

（東京支社）

応じねば裁判持込み

自主交渉組

水俣病患者家庭互助会の中の自主交渉組は十一日午後一時から水俣市湯堂の渡辺栄蔵会員宅で会合を開き、あくまで自主交渉の態度を貫き、十二日チッソに改めて交渉再開を申し入れ、それに会社が応じなければ裁判で解決するという方針を決めた。

会合には三十人が出席、直ちに自主交渉に入る態度を確認し、十二日午前十時申し入れ書を持ってチッソ水俣工場に行くことになった。

申し入れ書によると、四月二十二日正午までに満足のいく回答を要求し、それが出なかったら裁判の手続きをするとしている。

一方、チッソ側は第三者機関で解決する基本方針を変えておらず、自主交渉に応じる気配もないため、裁判に持ち込まれる公算が強くなってきた。